

# 子どもの権利とは？



なごや子どもの権利条例  
マスコットキャラクター なごっちゃん

人権は、大人だけのものではありません。

すべての子どもは生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在として大切にされる「権利」があります。

どんなに小さな子どもでも自分の気持ちがあり、それが大切にされることで自分の人生を切り拓いていくことができます。

「なごや子どもの権利条例」では、

- ① 安全に安心して生きる権利
- ② 一人一人が尊重される権利
- ③ のびのびと豊かに育つ権利
- ④ 主体的に参加する権利

この4つの権利を中心に、様々な子どもの権利があることがうたわれています。

・調査、調整  
・対応や制度を改善するように  
勧告、要請



子どもの権利擁護委員

# 「なごもっか」とは？



調査相談員

皆さんの話を聞きます

子どもの権利相談室「なごもっか」は、「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」に基づく、子どもの権利を守るための相談室です。

なごもっかを運営する子どもの権利擁護委員は、他のどの機関からも独立して、「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番良いことは何か)を考えながら活動します。

なごもっかはみなさんが自分の意見を言えるように話を聞き、ともに考え、みなさんの気持ちを尊重した解決を目指します。



なごもっか入口 (6階です)



NHK名古屋放送センタービル

相談するには？

私たちが皆さんの話を聞きます



調査相談員が対応します。



子ども専用フリーダイヤル

はなし きくよ  
0120-874-994

●電話で

大人用電話番号 052-211-8640

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAXで



052-211-8072



〒461-0005

名古屋市中区東桜一丁目13番3号  
NHK名古屋放送センタービル6階

●会って、手紙で

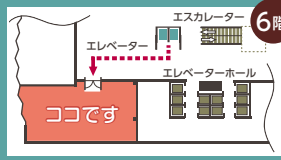
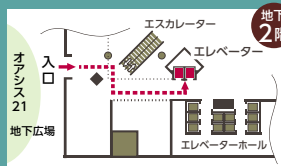
(栄駅からオアシス21を通過して3分ほどです。)

## 相談できる曜日と時間

- 月 火 金 午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)
  - 木 午前11時～午後10時 (受付は午後9時30分まで)
  - 土 午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)
- ※ 祝日、年末年始を除きます



栄駅からオアシス21を通り、ビルの地下入口へ。エレベーターで6階へお上がりください。



名古屋市  
子どもの権利相談室



# なごもっか

一人で悩まないで、相談してね



子どもの権利相談室 なごもっか  
マスコットキャラクター  
なごもん

「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル

はなし きくよ

0120-874-994



「なごもっか」  
公式Twitter

@NagomokkaNagoya

なごもっか

「なごもっか」で検索



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

# 「なごもっか」はどんなことをするの？



## たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

学校に行きたくないなあ

人に言えないイヤなことがある

仲間にはいれない

このルールおかしくない？

話を聞いてくれない

ゆっくりする時間が欲しい

ごはんを食べさせてもらえない時がある

みんなと違うことはだめなの？

家のことで自分の時間がない

家にいたくない

体罰された

嫌なこと言っちゃった

部活に行くのがつらい

いじめで悩んでいる

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

なごもっかでの相談は調査相談員が対応し、<sup>よこ</sup>子どもの権利擁護委員は相談・申立て等に基づいて調査・調整を行います。必要があれば、他の機関等に対し、対応を改めたり、制度を改善したりするように勧告等を行うこともあります。また、申立てがない場合でも、相談を受ける中で子どもの権利が守られない制度や状況があることを知ったときには、自ら調査や勧告等を行う機能をもっています。



### ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

### 相談する

電話 FAX

会って 手紙

「なごもっか」の相談室

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます

### 一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます

「どんなことができるかな？」

「どうしてほしいかな？」

「どうしたいかな？」

### 調べる・協力する

調査・調整

子どもの権利擁護委員が関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

### 勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

どうすればいいかわかった。

### 解決

権利の回復

安心した。

元気になった。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。